百七十八　陸上自衛隊霧島演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
宮崎県えびの市	宮崎県えびの市に限る。）並びに大字浦及び大字西長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字西長江浦以外の次の図面に示す地域	大字西長江浦
鹿児島県姶良郡湧水町	川添及び中津川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦以外の次の図面に示す地域
宮崎県えびの市	大字浦及び大字西長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字浦及び大字西長江浦以外の次の図面に示す地域	大字西長江浦
鹿児島県姶良郡湧水町	川添及び中津川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十九　陸上自衛隊佐多射撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚字松橋二千百四十八番地二	一　北緯三十一度五分三十七秒、東経百三十度五十一分三十四秒の点 二　北緯三十一度五分二十四秒、東経百三十度五十一分三十九秒の点 三　北緯三十一度五分十秒、東経百三十度五十一分七秒の点 四　北緯三十一度四分五十九秒、東経百三十度五十一分二十七秒の点 五　北緯三十一度四分五十秒、東経百三十度五十一分十四秒の点 六　北緯三十一度四分四十五秒、東経百三十度五十分五十七秒の点 七　北緯三十一度四分四十五秒、東経百三十度五十分三十九秒の点 八　北緯三十一度四分五十七秒、東経百三十度五十分十秒の点 九　北緯三十一度五分七秒、東経百三十度五十分二秒の点 十　北緯三十一度五分二十五秒、東経百三十度四十九分五十七秒の点 十一　北緯三十一度五分三十七秒、東経百三十度四十九分五十秒の点
鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）及び佐多辺塚以外の次の図面に示す地域
鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十　陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県那覇市	字小禄石大庭原千八百三十八番地一	
沖縄県那覇市	字安次嶺、字小禄及び字鏡水（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目、字赤嶺、字安次嶺、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字宮城（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、字田原（次の図面に示す部分に限る。）及び字栄原一丁目から三丁目まで、金城一丁目から三丁目まで、高良三丁目から五丁目まで、住吉町一丁目から三丁目まで、田原一丁目から四丁目まで、辻三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町（次の図面に示す部分に限る。）及び山下町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	